

○ 香川県警察移動交番車の運用要領について

(令和8年4月1日付け香地域第27号)

移動交番車の運用については、「香川県地域警察運営規程」(平成12年11月24日本部告示第17号。以下「規程」という。)及び「香川県警察移動交番車の運用要領について(通達)」(令和7年3月19日付け香地域第15号、以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたものであるが、この度、組織改編に伴い、所要の見直しを行ったので、各位にあっては以下の点に留意し、移動交番車の効果的運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 趣旨

地域警察の業務は、事件事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を行うほか、人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所における警戒等を行うことなどである。

交番機能を持ちながら機動力をいかして県下全域を対象として活動し、地域住民の安心感の醸成等を図ることができる移動交番車の運用は、地域警察の業務を効率的かつ効果的に推進するうえで非常に有効であることから、継続した運用を図っていく。

2 運用体制

(1) 運用管理者

生活安全部地域課長を移動交番車の運用管理者とする。運用管理者は、移動交番車の応援派遣、その他運用に関する全般の責任を負うものとする。

(2) 運用責任者

生活安全部地域課機動警察隊長を移動交番車の運用責任者とする。運用責任者は、運用管理者の指揮の下、移動交番車の管理と活動の運用を行うものとする。

3 任務

交通の状況、住民の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、移動交番を開設し、同所を拠点として勤務を行うことにより、地域の安全安心を確保することを任務とする。

4 運用要領

(1) 事前計画による運用

運用管理者は、関係する警察署長と協議の上、移動交番を開設する計画を運用

責任者に作成させ、それに基づき移動交番車を派遣して運用するものとする。

(2) 派遣要請による運用

警察署長は、事前計画に基づく移動交番車の運用以外において、移動交番車の派遣を求めるときは、「移動交番車派遣要請書」（別記様式）により運用管理者に要請するものとする。

5 活動要領

(1) 移動交番車に勤務する警察官は、警ら及び在所等による勤務を行うものとする。

ア 警ら

警らは、派遣された所管区において、犯罪、交通事故等の多発地域その他地域安全対策上重点的な警戒を必要とする地域、場所等を警ら要点として行うものとする。

イ 在所

在所は、開設した移動交番車内又はその周囲において、諸願届の受理や防犯及び交通事故防止に関する指導等をはじめとした移動交番の任務に当たるとともに、外部の警戒を行うものとする。

ウ その他

その他、運用管理者が必要と認めた巡回連絡や見守り活動等を行うものとする。

(2) 派遣された移動交番車は、派遣期間中は、派遣された警察署長等の指揮の下、その活動を行うものとする。

6 留意事項

運用管理者は、運用責任者を指揮し、移動交番車に勤務する個々の勤務員の活動実態を的確に把握し、能力及び個性に応じて具体的かつ実践的な指導を行い、必要な知識技能を習得させるように努めること。

(別記様式 省略)